

## 学校法人西日本短期大学 行動計画

本学教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

2. 内 容

◎ 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支えるための雇用環境の整備

目標1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進を図る。

〈対策〉 子の出生時の父親の特別休暇3日間の取得を学内掲示やパンフレット等を活用して奨励する。

目標2 育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知させる

〈対策〉 就業規則に明記している内容について、学内掲示を活用して周知奨励する。また、管理職に対し文書等による啓発を行う。

目標3 始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度を周知させる

〈対策〉 就業規則に明記している内容について、学内掲示を活用して周知奨励する。また、管理職に対し文書等による啓発を行う。

◎ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4 職員の所定外労働時間の削減を図る。

〈対策〉

- ・ 現在の業務内容を抜本的な視点から見直し、業務の効率化に努める。
- ・ 課長・次長・部長等を通じて「ノー残業デー」の周知徹底を図る。
- ・ 管理職による超勤管理の厳密化を図る。
- ・ 長時間勤務を良しとする風潮を改め、超過勤務はあくまでも緊急的に行うものであるという考え方を浸透させていく。

以 上